

地方公共サービス小委員会  
第5回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

## 第5回地方公共サービス小委員会 議事次第

日 時：平成25年10月18日（金）17:30～18:51  
場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

- 1 開 会
- 2 試行自治体における進捗状況の報告
- 3 報告書のとりまとめに向けて
- 4 閉 会

<出席者>

（委 員）

稲生副主査、清原副主査、荒川専門委員、生島専門委員、石川専門委員、  
柏木専門委員、野口専門委員

（事務局）

館事務局長、後藤参事官、金子参事官

○稲生副主査 それでは、定刻となりましたので、第5回「地方公共サービス小委員会」を始めさせていただきますと存じます。

本日は北川主査が所用により御欠席でございますので、北川主査の御意向がございまして、副主査でございます私が議事進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議題は、お配りされていると思っておりますけれども、議事次第のとおりでございます。それでは、本日の小委員会の審議を始めます。

議事次第に従いまして、議題の「2 試行自治体における進捗状況の報告」につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局 事務局の辻より御報告申し上げます。

委員の先生方のお手元には資料A、横書きのカラー刷りでございます。こちらの資料があるかと存じます。こちらの資料は前回配付いたしましたものにつきまして、赤字を用いて新たな情報を書き加えたものでございます。

それでは、お手元の資料1、A4判の縦書きでございます。そちらをごらんくださいませ。こちらはただいま御紹介申し上げました資料Aのポイントをまとめたものでございます。

まず、資料1の「第1 概要」でございます。

御承知のとおり、ことしの2月に試行自治体として合計11の自治体を選定いたしました。その後、各試行自治体におけるスケジュールに沿いまして、民間委託に向けた準備を各試行自治体において行っております。

現在、受託者と契約に至った自治体は合計6自治体でございます。残りの合計5つの自治体につきましては、現在、契約に向けて準備中でございます。

こちらの契約締結後に、実際に受託業務を開始したものは合計で3つの自治体でございます。

実際に受託業務を開始した3つの自治体の内訳は、こちらに記載されておりますとおり、1つ目の○と2つ目の○でございますが、こちらのとおりでございます。

こちらの「自治体No. 5」と書かれているものは、委員の先生方のお手元でございます資料A、先ほどの大判のA3判のほうでございますが、こちらの左の列に番号が記載されておりますけれども、今後、こちらの番号、自治体のナンバーとして一番左の列に記載された番号を用いて呼称したいと考えております。自治体の名前につきましては、各試行自治体で行っている事業内容は公表しない扱いでございますので、実際の名前を用いず、このように自治体No. 5などと呼ばさせていただきます。

自治体No. 5では、奨学金返還金の回収が既に始まっております。さらに自治体No. 6と自治体No. 9では、自治体職員に対する債権回収研修業務が実際に実施されているところでございます。

詳細を御説明申し上げます。同じく資料1の1ページ目の第2でございます。

まず「1 奨学金（自治体No. 5）」で「（1）状況」でございます。受託者が受託通知

を債務者に対して発出した10日後の時点におきまして、委託した債権額の実に約8.9%を回収しております。10月以降に、郵便が届かない債務者に対しまして直接訪問を実施いたしまして、実際にそちらに住んでいるかどうか、所在確認を行う予定とのことでございます。

「(2) 自治体担当者における所感」でございます。担当者によりまして、今まで自治体から接触をしても反応がなかった債務者から問い合わせや返済があったとのことでございます。第三者が請求することによって効果が上がっていると感じているとのことございました。

「(3) 今後の事務局の予定」でございます。今回、受託通知を債務者に対して発出した、たったの10日後に9%近くが回収されたとのことございますが、この回収割合だけではなくて、委託した実際の債権がどの程度、回収困難な債権であったかが評価に当たって必要となつてまいります。例えば支払い期限から数年間かけて自治体が一所懸命、直接請求していたのですけれども、債務者の反応がなかった債権が多かったのか。回収困難な債権が多かったのか。それとも、支払い期限が経過してすぐの非常に若い債権が多かったのか。このあたりの事情によって、この約8.9%という数字の意味合い、評価が異なってくるかと思われまふ。そこで、試行自治体様に協力をお願いいたしまして、必要なデータをいただいて、民間委託の効果に関する検討を行う予定でございます。

また、今回のこちらの債権は奨学金返還金でございます。すなわち、返済できない債務者につきましては、高校や大学をせつかく卒業したのですけれども、なかなか就職ができなかったと。そのような事情がある債務者も多数存在していることが予測されているところでございます。そこで、もし自治体におきまして、例えばいわゆるジョブカフェ等が今は行われておりますが、このような若者向けの就職支援の事業を既に実施している、既存の利用できる事業が存在しているような場合には、当該事業について債務者に対して情報提供を行うなど、そのようなことができないかどうか、試行自治体様のほうにお声がけをする予定でございます。

同じく資料1の1ページ下の「2 職員向け研修(自治体No.6)、(自治体No.9)」と書かれた部分でございます。

まず、自治体No.6でございます。

合計10回の研修を予定しておりました。既に9回が実施されております。10月中に最終回を実施する予定でございます。

自治体から事務局に対していただいた報告といたしまして、第1回から第5回、前半部分に基礎分野に関する研修を行ったようでございます。この基礎分野に関して、受講した受講生の皆様からの中間アンケートの結果をいただいているところでございます。

おめぐりいただいて、2ページ目の(2)で、自治体No.9でございます。

初めに「ア 状況」でございます。こちらでは、予定されていた合計1回の研修を完了しております。

こちらの試行自治体においても、理解度はよく理解できた、それから、有用度も高かつ

たという回答が得られているところでございます。

ただ、こちらの※の部分をごらんくださいませ。このような多数の受講者を対象とする場合、受講者が多くなればなるほど、全員を満足させる研修を行うことはなかなか困難となるところではございますが、こちらに記載されているように、できるだけ多くの受講者が共有できる事項を選定して、受講者のモチベーションを高めるような、実務に直結する研修内容を検討する必要があるかもしれません。

続いて「(3)現時点における事務局の分析」でございます。こちらは自治体No. 6のほうでございます。

こちらは、実は昨年度も弁護士を講師とした研修を実施しております。さらに今年におきましては、各回の研修のたびに受講者が、恐らく担当者が取りまとめた上だと思えるところではございますけれども、各研修の担当弁護士に対しましてメールで質問をしているとのことでございます。

このように、外部の専門家を講師とした研修を実施することによりまして、自治体と外部専門家との間の見えない垣根と申しますか、その垣根を取り払って相談しやすい関係にするような基本的な協力関係を構築するという一定の副次的な効果があるかもしれないと考えております。

続いて、資料1の第3でございます。

現在準備中のほかの合計5つの自治体でございますが、こちらについてはそれぞれの自治体様のスケジュールに沿いまして、今後も事務局から協力をする予定でございます。

最後に、第4でございます。枠囲いの中身をごらんくださいませ。こちらは第2回の地方小委で用いた資料からの抜粋でございます。

下線部分では「民間市場の形成に向け、債権回収の民間委託を試行し、調査検討を行う」と書いてございます。調査検討を行うためには、相当数の事例が必要となってまいります。今回、試行自治体に限定いたしますと、現時点では得られるサンプルが十分な数とはいえない状況でございます。

実は現在、事務局より民間業者さんに対しまして、地方自治体の公金債権回収促進のための民間委託に関する調査、これを公募して、既に業者を選定してございまして、業務が始まっております。ここでは、20~30程度の自治体様を調査する予定でございますので、こちらの外部委託調査で得られたサンプルについても検討の対象とする予定でございます。

さらに、この試行自治体以外についても、私ども事務局におきましてパイプを有している自治体が複数ございますので、これらについても検討の対象とする予定でございます。

再び、先ほど委員の皆様方に配付しております資料Aでございます。こちらのポイントのみ、かいつまんで簡単に御説明申し上げます。

前回お配りした資料と同じ資料をお配りしておりますけれども、変更点といたしましては一番右側に「内閣府における課題と対応」と記載した列を増やしております。現在、各試行自治体における課題について、内閣府にとって特有の課題がないかどうか、洗い出し

をしているところがございます。今後、このあたりの記載についても逐次記載を充実していく予定でございます。

まず、1 ページ目の自治体No. 1 でございます。ちょっと見にくくて恐縮でございますが、こちらの右から2 番目の「試行自治体における対策」と書かれている列をごらんくださいませ。こちらの「1. 民間委託業務について」と書かれた部分の①の(1)の赤字部分でございます。こちらで、実はこのNo. 1 の自治体さんにおきましては地方税の滞納者に対しまして、まだそれほどたくさん多くの時間を滞納していない初期の滞納者につきまして、コールセンターに委託して、いわゆる支払いが遅れていることの事実の告知、請求行為まで至らないような行為でございますけれども、そのような初期対応をコールセンターに委託する予定でございます。9 月下旬には、この受託候補となる事業者のコールセンターを見学の上、委託を進めるに当たっての問題点等につきまして意見交換をしてまいりました。この意見交換には事務局も参加させていただいております。

同じく、今、見ていたカラムの列の一番下のほう、また赤字で書いてあるところですが、こちらの右から2 番目の「試行自治体における対策」と書かれている列をごらんくださいませ。事例がA～F と書かれてございますが、事例E でございます。従前、相続人がいない場合について、例えば、独り身のおじいさんが亡くなってしまって、実はお子さんが一切いない場合について、裁判所の関与のもと、相続財産管理人という制度がございまして、これを用いて財産を管理させて、そこから債権を回収するというスキームがございました。ただ、これを実際に使ってみると、非常に手続きが重たい。かつ、お金もかかってしまう。そして、残された遺産がわずかだったりすると、なかなか利用しにくいというデメリットがございます。そこで、これは新たな試みでございますけれども、民法上に特別代理人という、また別個の制度がございます。この特別代理人の制度を用いて、今、申し上げたような相続財産管理人のデメリットが回避できないかどうか、検討しております。

次に、その下の事例F で、住宅ローンと書かれた部分でございます。自治体No. 1 では、非常に住宅ローンに苦しんでいらっしゃる市民の方が多くいらっしゃると。それで、自治体に対する債権を滞納しつつ、最後には住宅も手放さざるを得ない悲惨な事例が多いとのことでございます。しかも債務者の中には、この住宅ローンを支払うために一所懸命親族の方からお金を借りたりとかして、ただ、それでも最後はやはり払えなくなって、親戚からも見放されてしまう事例が多いと。そこで、実は早目に民事再生手続を用いれば、最も悲惨な事態に陥る前に生活が再建できるケースも多々あるようでございます。そこで、この自治体No. 1 におきましては、行政がいかなる働きかけをすれば、このような民事再生を促進することができるか、スキームを検討しているところでございます。もし、このスキームが成功すれば早目の生活再建が可能となりまして、そうすると、自治体が有する債権の回収や、それから、債務者の福祉の向上をすることが期待できるかと思われま。さらに副次的な効果といたしまして、夜逃げ等によりまして空き家ができてしまうリスクもかなり緩和されるのではないかと考えられているところでございます。

2 ページ目をごらんくださいませ。真ん中の行で、自治体No. 4 でございます。こちらでは母子寡婦福祉資金でございます。これについて、受託者と既に8月中旬に契約を締結しております。ただ、現時点ではこの回収対象となる債務者を誰にするべきか、この点の検討を実施している段階で、10月中旬、今ごろでございますが、このころを目途といたしまして、回収対象者を決定するとのことでございます。

同じページの一番下、自治体No. 5 でございます。こちらが先ほど資料1 で紹介いたしました、10日間で9%を回収したという事案でございます。

続いて、3 ページの真ん中の行、自治体No. 7 でございます。こちらでは、実は8月1日に既に受託者と契約は締結しております。ところが、自治体さんのほうから受託者、こちらは法律事務所と伺っているのですけれども、こちらに対するデータの引き継ぎ作業がなかなか時間がかかっており、実際の回収の着手に遅延が生じているとの報告を9月末に受けております。今後、このようなデータの引き継ぎに時間がかかった点について教訓となる可能性がございます。ほかの自治体さんも初めて民間委託をする際、このような事象が発生する可能性がございます。そこで、当該自治体と調整いたしまして、もし可能であれば、この事情を伺って検討対象としたいと考えているところでございます。

以上で、試行自治体の進捗状況の御報告を終わらせていただきます。

○稲生副主査 御説明ありがとうございます。

特段の御質問等がある委員の皆様は御発言をお願いしたいと存じますが、いかがでございますでしょうか。

私から質問させていただきたいのですが、資料Aで、自治体No. 1 で、市税に関していろいろと事例を検討されているということで、右から2列目に御紹介がございました。それで、確かに相続財産管理人というのは費用もかかるという、使い勝手も割と厳格過ぎてしまって、なかなかアローアンスが狭いとか、いろいろ問題を聞いてございました。

それで、費用面に関してなのですけれども、特別代理人の選任を行った場合、あるいは民事再生ですか、素人目には割と大がかりな感じもするのですが、これを個人の滞納の場合に使うということなのですけれども、費用面から見た場合のメリットというのはいかがなものなんでしょうか。これはかなり出てきそうなのんでしょうか。

○事務局 まず、この特別代理人について御回答申し上げますと、やはり前例がなかなかないようでして、現在、私のついででいろいろ、これはあくまでうわさベースといいますか、実際にやった方がなかなか少ないので、実例は少ないと思うのですけれども、大体、数十万円という中の下のほうであると。10万円、20万円、30万円程度で特別代理人を選任できるのではないかと伺っております。

それから、民事再生でございますが、弁護士費用と裁判所に払う費用を合わせ、上を見ると100万円程度かかる可能性があります。事案や、弁護士、裁判所によっても異なって参ります。

○稲生副主査 いずれにしても、事例の積み重ねを求められるかもしれないですね。

このほか、皆様いかがでしょうか。

お願いします。

○清原副主査 1点質問させていただきます。

資料1の第2で、受託業務を開始した3つの自治体のうち、自治体No. 5については奨学金の回収ということで一定の効果があらわれていますが「2 職員向け研修（自治体No. 6）、（自治体No. 9）」については、今回、研修に対するアンケートについて、理解度、有用度はわかっていますけれども、もしこれでとまってしまえば、一般の職員研修にこの債権回収の専門家をお招きしたということで、別に特段、ほかの職員研修と比べて変わりがありません。

むしろ、研修を受けた職員がそのことによって、通常業務において、これまで以上に債権回収に何らかの効果が出たというところまで追跡しないといけないのではないかと考えているのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○事務局 おっしゃるとおりでございまして、実はこのNo. 6の自治体様につきましては、一昨年、既に研修を実施していらっしゃるということを伺っておりますので、去年受講した方々に対して、1年後の現在、1年前を振り返って、恐らく1年前は人によっては、自分はこれは担当分野ではないから関係ないと考えていた方もいらっしゃるかもしれません。それが1年後の今になって、どんなふうに役立ったのかという点について伺う予定でございします。

同様に今回、ことし受講していただいた皆様に対しまして、今後引き続き、以前受講した講義によってどういう効果が具体的にあったのか、どれぐらい効果があったのかという点について追跡調査をしたいとは考えております。

○清原副主査 ありがとうございます。

○稲生副主査 このほか、先生方、御質問あるいはコメントはいかがでしょうか。

資料2の第2の「1 奨学金（自治体No. 5）」で、急に回収が10%近く進んだというのはどういう理由なのでしょう。つまり、第三者に債権が譲渡されたかのように勘違いをされて焦ったのではないかなという方がいらっしゃると思うのですが、この点は何か理由というのは捉えておられるのでしょうか。

○事務局 私自身、弁護士として働いていたころ、このようなことをやったことがあるのですけれども、よく考えられるのは、やはり今まで職員さんだけがやっていると、なかなか滞納者の側からすると、放っておいても大丈夫だなという空気ができてしまっているケースですと、こういうことが結構発生するようです。新しい空気といいますか、改めて第三者が介入してきた。空気が変わってしまった。そうすると今までのように、放っておけば何とかなるだろうとはちょっと考えにくくなって、そうであれば延滞金が発生する前に早目に払っておこうという経済合理性に基づいて行動なさる方が出てくるようです。

ただ、もちろん、どうしても払えない方はいらっしゃいますので、そういう方からは実際に私宛てに電話がかかってきて、この後、どうなってしまうのでしょうか。訴えられる



のですかとか、なかなかかわいそうなのですけれども、電話が来た場合には、いや、現在は訴えられることはないです。あくまで現時点では話し合いをしたいと考えているので、もし本当にお困りなのであれば、事情を御説明いただければ市役所さんのほうで適切に対応しますという御案内をして、御安心をいただいているということをしていたところでございます。

○稲生副主査 わかりました。ありがとうございます。

よろしいですか。

それでは、特に御意見は出ていないと認識してございますので、いずれにしても、また情報の収集をお願いしたいと思っております。

3番目に参りたいと思いますが、公金債権回収関係の報告とりまとめ骨子につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 引き続き、事務局の辻より御説明を申し上げます。

委員の先生方のお手元には、委員限り資料としましてA4判の横書き、資料Bというものがあるかと存じます。タイトルには「これまでの委員からの指摘と対応案（第2回地方小委）」と書かれております。御承知のとおり、こちらの「第2回地方小委」というのは「第2回」とは書いてございますが、こちらは昨年末に実施されました、今、こちらにいらっしゃる先生方に御就任いただいた、実質第1回目の地方小委でございます。こちらは、第2回地方小委から第3回、第4回、委員の先生方の御意見をまとめまして、御発言ごとに事務局の調査事項や報告書に向けました事務局の対応案を記載したものでございます。

資料B-1の右側の列をごらんいただきますと、ところどころに、報告書に記載を検討ということが書かれているかと存じます。この資料B-1の初めの行にもいきなり2つ目の○に「『報告書』にも記載を検討」と書かれているかと存じます。後ほど御説明を申し上げます資料2なのですが、こちらが報告書の骨子（案）になっておりまして、本日、こちらの資料2について先生方の御意見を賜った後、今、お手元の資料Bに列挙されております各先生方の御意見を骨子の具体的にどの部分に反映させるかについて、事務局において検討する予定でございます。

それでは、皆様にお配りしております資料2でございます。A4判の縦書きで「地方公共サービス小委員会報告書骨子（案）」と書かれている資料2をごらんくださいませ。こちらが先ほど来、御紹介しております骨子（案）でございます。

1ページ目をごらんくださいませ。初め、第1、第2、第3と書いてございますが、まず「第1 地方公共団体（自治体）の公金債権回収関連」といたしまして「第2 自治体窓口関連」としております。さらに「第3 資料編」とすることを考えております。

まず「第1 地方公共団体（自治体）の公金債権回収関連」でございます。

1ページ目の枠囲いの中をごらんくださいませ。この枠囲いの中には、先ほどご覧に入れました資料Bについてポイント部分をまとめて抜粋したものでございます。

この枠囲いの中の「1 回収するにあたり、留意すべき事項」と書かれている部分で

の「①（法令に従った適正な回収）」という部分でございます。小委では、この法令で要求されております督促とか法的手続の開始、訴訟提起とか、そういう回収行動をきちんととっていない自治体があるのではないかと御指摘を承っております。また、こちらに記載されております不納欠損でございますが、これについても法令に基づいた要件に従って、きちんと放棄とか免除等を厳密に行わないまま時効にかけてしまったりして、不適正な不納欠損処理をしているのではないかと御指摘もいただいているところでございます。

次に「②（福祉的配慮）」でございます。福祉的配慮につきましては、特に先生方より多くの御意見を頂戴しているところでございます。

1つ目の○で、民間に委託できる部分は民間に委託して、正規の公務員は公務員しか行えないような、滞納処分とか福祉的業務に専念できるようにするべきではないかという御意見を賜っております。

2つ目の○では、回収だけではなく、生活再建というキーワードでございますけれども、こういう視点の御指摘をいただいております。

3つ目の○では、債務者の方がなぜ、どうして滞納せざるを得なくなったのか。そういう点について、きめの細かい配慮と相談が必要であるとの御指摘をいただいております。

4つ目の○です。債務者の実態で、どのような収入や支出の状態、家族の状況はどういう状況なのか。ひょっとすると、会社を解雇されて、さらに病気の家族がいるのではないかと、そういう生活実態をきちんと踏まえないと債務者の生活を奪う可能性があるとの御意見を承っております。

5つ目の○です。こちらでは、まさに今、申し上げたような、債務者の家族構成や家族の収入や扶養状況、そういう部分も見べきであるという御意見でございます。

最後の6つ目の○で、こちらでは総論的に、福祉的目的達成等の観点の重要性について御意見を賜りました。

次に「2 成果物として期待されるもの」でございます。

こちらでは、各自治体の御担当者様が実際にこれから民間委託せよと任された場合に、民間委託をどのように進めるべきかといったマニュアルの作成の御示唆を受けているところでございます。実は、この自治体が主体となってみずから回収する際の実マニュアルは現在、既に幾つか出版されております。有名な本も、今、2冊程度思い浮かびます。ところが、この民間委託を実際にする手法について特化したマニュアルはなかなか見受けられないところでございます。そこでこちら、行政の皆様が民間委託をする際の手引きとなるようなマニュアルを現在想定しております。

次に「②（委託報酬の決定方法について）」でございます。ページをおめくりいただきまして、○が2個書いてございますが、弁護士会では報酬の決定方法が既に自由化されております。以前は、このような業務を行った場合には標準的にこのような額であるという標準規定があったところではございますが、既にこちらは全廃されておまして、自由化されております。その他、例えばサービサー様においても特段、業界内で報酬基準といっ

たものは現時点ではないということも伺っております。

したがって、内閣府として、適正な報酬基準はこれであるという趣旨で報酬基準をお示しすることは非常に難しいかと存じます。ただ、この民間委託に当たって、報酬の決め方がわからないとなかなか議会も説得しにくいという点が民間委託をするに当たってのハードルの一つとして存在してございますので、この点について工夫しながら、民間委託を行う担当者様が参考とできるような情報を提供できればと考えております。

次に「3 今後検討が求められる事項」でございます。

一口に債権回収といっても、分解すると複数の行為に分けることができます。例えば納付期限を過ぎた債務者に対して、支払いが遅れていますという事実を告知するだけの行為から始まって、だんだんと時間がたつにつれて、地方自治法上の督促を行ったり、民法上の請求・催告を行ったり、支払ってくださいという意思表示をしたりいたします。それから、進んでいくと、支払い困難な方と実際にお会いして、支払い相談に応じる行為とか、さらには恐らく最後のほうには、税金であれば滞納処分、まさに出かけていって、お金を強制的に取り上げたり、私債権であれば裁判所に訴訟を提起するなどの行為、いろいろな行為に因数分解することができます。

こちらで頂いております御意見は、このようにたくさんの行為から成る債権回収という非常に大きな行為のうち、一部分だけ民間委託するのでは費用対効果が合わないのではないかと御意見でございます。費用対効果を合わせるためには、最後のほうの、滞納処分などについても一括して民間委託をしなければならないのではないかと御意見かと思われま。

そして、②でございますが、地方税法22条に基づく守秘義務でございます。例えば地方税の徴収に関する事務に関して知り得た秘密については漏らすことができないと、この条文に書いてございます。

小委では、こちらに記載されているような御意見を承っているところでございます。現時点では、これらの御意見をもとにこちらの骨子案を作成しております。本日後ほど、こちらに書かれた以外の御意見があれば活発に賜うことができると考えております。

続きまして、骨子（案）の本体部分に入りたいと存じます。先ほどの枠囲いの下でございますが「1 はじめに」から始まります。

「（1）目標」でございますが、これは先ほどもごらんに入れましたけれども、第2回の地方小委で用いられました資料から引用したものでございます。

「（2）現在の状況・課題」という部分でございます。

まずアで、先進自治体を含めた、自治体における各公金債権管理・回収の現状を御紹介する予定でございます。

次にイで、公金債権管理・回収を民間委託する有用性について御紹介する予定でございます。

さらにウで、公金債権回収が進まない要因とその対策につきまして、こちらは過去の地

方小委におきまして、この部分を分析した資料がございまして、引き続き事務局においても分析を行う予定でございます。

それから、先ほど御紹介したとおり、事務局から民間企業に対して外部委託調査をしているところでございます。先ほど申し上げたとおり、20～30の自治体を対象として調査をする予定でございますので、こちらで得られたデータもこのウの部分で活用する予定でございます。

3 ページ目で、一番上の「(3) 課題の検討方法」でございますが、各自治体、ここでは試行自治体様だけではなく、先ほど御紹介いたしました委託調査の対象自治体、それから、事務局が独自に調査している複数の自治体を含んでおります。これらの各自治体におけます債権回収事業の民間委託の実例を収集いたします。

そして、事例を集めて、実際の実施状況を踏まえて評価を行いまして、論点整理やベストプラクティスの収集を行う予定でございます。

引き続きまして「2 各自治体における事例の紹介、分析及び改善に向けた提案」でございます。

先ほど御紹介いたしました試行自治体様に関する資料、資料1と資料Aがございました。あちらの事業において、具体的事例の分析を行う予定でございます。今後、この試行自治体様、各自治体様から得られたデータをもとに、次回及び次々回の地方小委におきまして審議を行う予定でございます。

「3 提言」でございます。こちらの提言につきましても、次回、次々回の地方小委において審議を行う予定でございます。

まず「(1) 当面の課題についての提言」と書かれておりますが、当面の課題というのは、事務局におきまして今年度中にある程度の知見をまとめることが可能と見積もられている課題についての提言でございます。もちろん、審議の状況によりましては、この後で御紹介いたします、引き続き検討すべき課題のほうに移る可能性もございます。

ここでは、この3 ページ目の下に(例)と書かれている枠囲いでございますが、こちらの内容について、現時点では提言ができればと考えております。もちろん、例でございますので、今後、先生方の御示唆を賜りまして追加等をする予定でございます。

まず、この枠囲いの①をごらんくださいませ。こちらは前回の地方小委で御紹介申し上げました、強制徴収権がついた債権回収です。これにおける請求や納付相談行為についての活用スキームを御紹介できればと考えております。現在、試行自治体以外の自治体様でございますけれども、こちらのスキームに関心を抱いていらっしゃる自治体様が幾つかございますので、現時点では情報提供をしている段階でございます。

おめぐりいただきまして、同じく枠囲いの②でございます。個人再生、住宅ローン特別条項の活用スキームでございます。こちらは先ほど簡単に御紹介したとおり、試行自治体様からの聞き取りによりまして、住宅ローンが払えず、親戚にも借金をして、最後は結局払えなくなってしまって、家も親戚の方との関係も失ってしまう悲惨な事例が多いと伺っ

ております。また、そのような場合には、自治体に対する債権は支払われない場合が多い。さらに、夜逃げをした事案ですと、その住宅が売られないまま放置されて空き家となってしまうケースもあると伺っております。

そこで、債務者の方がこういう再起不能な悲惨な状況になってしまう前に、行政が手を差し伸べ、裁判所におけます民事再生・個人再生手続等を活用して、できるだけ多くの方の生活再建を支援できないかというスキームを現在検討しております。

次の③でございます。多重債務者においては、自分の債務総額がなかなか把握できない。その結果、毎月の適正な返済額も決めることができない。そういう事例があると伺っております。そこで、自治体と債務者との間では一体どれぐらいの債権があるのか。これを明らかにして、無理のない返済計画が立てられることを支援する仕組みができないか、検討いたします。

続きまして、枠囲いの下のイでございます。こちらは債務者の経済状況に関する情報を十分に入手した上でという前提が付きませんが、真実、生活に困っていて、生活再建をしようとしている債務者については延納や減免等が考えられるところでございます。その際の基準について検討することを考えております。

また、債権放棄や不能欠損処理については法に従った処理が望まれるところでございますが、一定部分については条例に基づいて合理的な債権放棄や不能欠損処理が期待できるかもしれません。そこで、条例による規定の実例等を踏まえて検討する予定でございます。

次に「(2) 引き続き検討すべき課題についての提言」でございます。こちらに掲げられた事項は、今後検討が深まればより具体的な提言ができるようになるものと思われま

す。ここで、イをごらんください。こちらでは滞納処分の民間委託の必要性についてと記載されております。実は公共サービス改革法、私どもが持っている法律でございますが、こちらに基づく意見募集手続におきまして、平成24年度に滞納処分を含めて公共サービス改革法の手続にのせられないかという御意見がございました。詳細はこの資料の後ろについております参考資料に書いてございますので、そちらを御参照くださいませ。

次に「第2 自治体窓口関連」でございます。現時点では、前回の地方小委で御紹介申し上げました窓口業務の開放を進めました法務省さんの通知の御紹介を考えております。

おめくりいただきまして、最後に「第3 資料編」でございますが、こちらに記載されていますような書面を資料として御提供する予定でございます。

事務局からの御説明は以上でございます。ありがとうございます。

○稲生副主査 御説明ありがとうございました。

御意見・御質問のある委員の皆様は御発言をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

今回は、この報告書の骨子(案)ということでございますので、全般的な御意見を改めてつけ加えていただければというのと、それから、ざっとごらんになって、資料2の骨子(案)の項目で過不足等あるかと思っておりますので、皆様から御意見をいただければと思

ますが、いかがでございますでしょうか。

どうぞ。

○荒川専門委員 項目に係る部分と内容に係る部分の双方にまたがってしまうかもしれませんが、幾つか気づいた点ということで発言をさせていただきます。

まず、この小委員会場で石津専門委員もよく御指摘されて、今回の1ページの枠囲いの一番上にも書いていただいていますけれども、骨子の中に、民間委託の前に法令に従った回収行動・事務処理を行うことが必要という考え方はしっかりと明記される方がいいのではないかと考えています。

その際に、自治体間の協力、特に例えば都道府県と基礎自治体が協力して、滞納整理機構のようなものをつくって実施するというのも、私どもの例では徴収の実績が上がっているということがございますので、そういうことも含め努力することが大事なのではないかと考えて書くのはいかがでしょうかというのが1点目であります。

2点目は、2ページの枠の下ですが「1 はじめに」の(2)で、これは非常に大事なところだと思いますが、アとイの、特にイの民間委託する有用性のところは、これは骨子ですので、いずれ加筆されていくものと思っておりますけれども、少し正面から議論して書き込んでいったほうが良いのではないかと考えています。

特に我々の経験でも、民間委託によりまして徴収の実績が上がっている例が多くございますので、そういう有用性はあるだろう。もちろん、いろいろな今回の試行も含めて総合的な評価、書きぶり、記述をする必要があると思っておりますが、実績が上がる可能性がある。

また、2番目としまして、先ほど御説明にもありましたように、福祉的な配慮が必要な方にきちんと対応ができるというのも、この民間委託の有用性として挙げていいのではないかと考えています。そして、今、書かれている公務員の方の機会費用が減るということはその下に来るのかなと考えています。

2番目に申しあげました福祉的な配慮のところは、これまで滞納している人たちという一つの大きな括りであった中に、個別に対応すべき、配慮すべき対象が特定されて、その状況に応じた対応をすること、例えば分納計画、1回では払い切れなくても、徐々に可能な範囲で払っていきましようねという分納計画をつくることも大きな実績だと思っておりますので、そういうところも含めて議論するほうがいいのだと思います。

そして、3ページの(3)で「事業の実施状況を踏まえて評価を行う」とありますが、これは単なるジャスト・アイデアですので、ぜひ叩いていただければと思いますが、滞納している方の状況によって少し整理をするというのも一つの視点かもしれません。

例えば、ただ失念していた方。次に払う気はあるのだけれども、今、手持ちがないので、例えばですが、次のボーナスまで待って払うつもりでしたという方。もしくは払いたくても払える状況にないという福祉的な配慮の対象の方。そして最後に、言葉が適切かどうかはわかりませんが、確信犯的といえますでしょうか、分かっているのだけれども、払う気もない方で放置をしている方。このように分類しうるとしたら、状況に応じて民間委託がどう

いう形で機能するかを整理していくことができるかも知れません。

例えば失念している方に対しては、先ほどありましたように、コールセンターの電話というところでも十分効果があるかもしれません。行政が自らやる場合と、費用便益のコスト、費用対効果を分析して、委託するほうが良ければ払うというふうになってくるでしょうし、福祉的な配慮の部分については、この小委員会でも随分議論しましたように、専門性というものがすごく大事になってくるのだと思います。

そして、確信犯的な方については、まさに公権力が必要な部分だと思います。ですから、そこをどうするのかという、払っていない、滞納している方の状況に応じて、少し整理をすることで外部委託・民間委託の有用性の評価ということになるかもしれないなと思っています。この点はジャスト・アイデアですので、ぜひいろいろコメントをいただければと思っています。

公権力については「(2) 引き続き検討すべき課題についての提言」のイのところですが、この監理委員会は公共サービス改革法を持っているわけですので、ぜひ積極的にここを検討してみるというのは大事だろうと思っています。

特定の公権力全てを一気に法令の特例を認めてしまうことが危ないということであれば、発想としてですが、構造改革特区のように限られたエリア、それは限られた自治体ということなのかもしれませんが、限定して、ある種、試行的な位置づけで法令の特例を認めてみて、当然、検討の段階、実施の段階でいろいろなレッスンが得られるのだと思いますので、そこを踏まえて、次にどういうふうにするかというステップを検討していくことが大事なのかなと思っています。

以上、何点か申し上げました。

○稲生副主査 多様な御意見、ありがとうございました。

今の中で、逆に質問して大変恐縮なのですが、福祉的配慮が必要ということで、その一つとして分納計画といいますか、いわゆる多重債務的にさまざまな債務を抱えていらっしゃる方に対応する場合に、公務員とか、要するに法律の専門職ではない職員の方がどこまで立ち入ることができるのかという、その線引きなのですが、その点はどうか考えればいいのでしょうか。

つまり実際には、例えば弁護士の方に費用を払って相談して多重債務を整理していくとか、よく出てくるのですが、それを仮に公務員組織が対応する場合に、何か線引きみたいなものが現段階では実務的にはあるのでしょうか。

○荒川専門委員 いや、むしろ我々のところで実際に弁護士の方に専門的な観点から対応いただいた場合の職員の反応を聞いてみますと、自分たちで状況を把握したとしても、そんなところまでよく言えない。状況はわかりましたけれども、こうすればいいですよというところまでは言えないので、それ自体が時間もかかりますが、精神的な職員の負担になっていたと。そこをお願いできるのであれば随分と助かるというところがございます。

お答えになっていないかもしれませんが。

○稲生副主査 ありがとうございます。

このほか、いかがでございませうでしょうか。

柏木先生、お願いします。

○柏木専門委員 2点ほどコメントと、1点質問をさせていただきます。

まず「第1 地方公共団体（自治体）の公金債権回収関連」の四角囲いのところなのですけれども、②で福祉的配慮についていろいろと観点が書かれていて、そのとおりだと私も思うのですが、もう少し加えたほうがいい視点があると思います。1つは公平性の視点です。やはり税金は公平・中立・簡素の原則がありますから、公平に徴収する必要があると思います。当然ながら、滞納者は支払わなければいけないという観点です。もう一つは効率性も触れておかれたほうがよろしいのではないかなと思います。自治体運営をしていくときに、効率的に運営をするというのはとても必要な観点ですから、福祉的配慮だけではなくて、その部分も触れておかれたほうが突っ込まれにくいといえますか、漏れがないので、そのほうがよろしいかなと思います。

2点目ですけれども「2 成果物として期待されるもの」でマニュアルや委託報酬の決定方法についてというものがございませうが、もう一つ条例についても加えたほうがよろしいかなと思います。もちろん、この民間委託が進んでいくにあたっては総務省の通知もまた段階を踏んで出されていくでしょうし、先ほどの公共サービス改革基本方針のほうで文言を加えていくというお話があったかと思うのですけれども、自治体でそれぞれ条例にそういったことが盛り込まれるようなことも今後起きるのではないかなと思います。実際にはアメリカでは州法の中でそういう項目がつけられていますので、自治体の分権といえますか、課税自主権とか、そういうことを考えていくと、条例でということもあり得るかなと思うので、そのあたりも御検討いただければと思います。

○事務局 済みません、よろしいですか。今、おっしゃっていた条例に盛り込まれる中身というのは、例えば具体的にどんなものがあるのでしょうか。

○柏木専門委員 アメリカの場合ですと、民間委託について、州法にインセンティブな報酬体系も含むと書いてあったと思うのです。あと、ペナルティーについても記載されています日本でも、もし、民間委託先が何かをしたときには罰則を与えますということもきちんと明記しておいて、それに基づいて契約を行うというふうにすると、シンプルといえますか、双方にフェアである言えると思うのですけれども、アメリカでは、罰則まで含めてきちんと書いてあったと思います。

○事務局 つまり、それは民事上の契約による、お金で解決するような、お金による制裁だけではなくて、州法で規定して、条例で規定して、刑事罰を加えるという意味合いですね。

○柏木専門委員 罰則といえますか、やったことによるレベルはもちろんあると思うのですけれども、金銭である場合と、刑事罰になる場合と、いろいろあると思うのですが、先ほどどこまで公権力の部分を委託できるかという備えをするには、そういったことで抑止



も含めたところからきちんとしておく必要があるのではないかと思いますので、今後進んでいった場合も考えると、自治体によって財政力とか運営形態とか規模とか、いろいろ含めて差が出てくると思いますので、ある程度、そこで自由裁量を設けられるような形を自治体側のほうで行うという意味です。自由に裁量できるような形も担保しておいたほうが、総務省の通知との組み合わせでより現実的になるのではないかと思います。

質問なのですけれども、3ページの2のところでも各自治体における事例を紹介なさる御予定になっていて、基本的にはこの試行自治体の事例が出るほうがよろしいに決まっているなど思うのですが、先ほど質問すればよかったですのですが、準備の自治体が5つ残っていて、契約締結はしたけれども、まだ実行していない自治体が3自治体があるということで、もちろん、お尻をたたいてやりなさいという強制はできないのでしょうけれども、この報告書ができるまでの間にどのぐらいの自治体が事例に載せられるようなぐらいの動きが起きるのかというのをちょっとお聞きしたいなと思いました。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。

まず、試行自治体につきましては、来年2月ごろまでに契約を締結して、かつ回収行動に入って、全ての回収はできませんけれども、とりあえず回収行動に入って、1回目の請求をして、その反応が返ってくる部分まで含めますと、試行自治体に限ると恐らく6か、そこらかなという検討をつけているところでございます。

ただ、現在、まだ選定しているところではございますが、外部調査におきましては20～30の調査を考えているところでございますので、こちらについては、既に民間委託をして完了している事例も多々あるかと存じますので、このあたりを含めれば、試行として今回紹介して、分析の対象とすることができるような自治体数は合計で15～20ぐらいあるかなと踏んでおります。

○柏木専門委員 試行自治体と、今、外部調査をなさっている自治体も含めた形の紹介というイメージですか。

○事務局 はい。さようでございます。

○柏木専門委員 ありがとうございます。

○稲生副主査 ありがとうございます。

このほか、先生方、御意見・コメントはいかがでしょう。

石川専門委員、お願いします。

○石川専門委員 今の柏木専門委員の条例による抑制ということのを伺いまして、それがあれば4ページの「(2) 引き続き検討すべき課題についての提言」イの財産調査、強制徴収等の滞納処分の民間委託といったものも進められるのではないかと期待があります。

特に債権回収に主眼を置いた場合、財産調査というものは一番基本になるところだと思います。財産調査で滞納者の財産の状況がわかれば、例えば債権放棄や不能欠損処理のほうにも移れますし、生活困窮者も発見しやすくなるのかなと思いますし、返済能力のある

人というのも結構見つけ出しやすくなるのかなと思いますので、財産調査が地方自治体でやるよりも民間に託したほうがスムーズに進むということであれば、そういった抑制策をとりながら委託を進めていってもいいのではないかという気がいたしました。

○稲生副主査 貴重な御意見、どうもありがとうございました。

このほか、いかがでございますでしょうか。

よろしく申し上げます。

○野口専門委員 2点質問と、1つ、今の御意見に関連してなのです。

質問は、今、おっしゃったような、いわゆる財産調査をする、あるいは福祉的配慮の観点から家族の経済実態をきめ細かく調査して、それに対応するような形で配慮するということだと思えるのですけれども、大いにそれはやるべきであるということは思うのですが、その場合、今、普通、我々が研究あるいは政策をつくるための調査ですら非常に個人情報観点からうるさくなっているのです、その場合、個人情報をどういうふうクリアしていったらいいのかなというのがちょっと感想といいますか、質問として、その辺、内閣府がどういうふうにお考えなのかなということが1点です。

もう一つは全然違う観点なのですけれども、コメントとしては、先ほど提言のところ、事例を紹介するときベストプラクティスを紹介することだったのですけれども、何を基準にしてといいますか、何をもちいてベストプラクティスと判断し、事例とされるのかというのが質問です。

そのときに、間々、こういうガバメントから出す報告書にあるのですけれども、要するにいいところをモデルとして載せるのは大いに結構なのですが、それでは、対照的に悪いとか、何がだめだったのかというのを非常に知りたいときがあるのです。何が原因で悪かったのか。ですので、これはコメントなのですけれども、ベストプラクティスをなさった自治体とともに、余りうまくいかなかったところの事例も載せていただくと、いわゆる自治体によっていろいろ状況も違いますでしょうし、多様な自治体があるわけですから、非常にそういったプラス面とマイナス面から客観的に分析をなさったほうがより使い勝手がいいといいますか、あらゆる状況の自治体にとって役立つ資料になるのではないかなと思いました。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、1つ目の個人情報の取り扱いについて、内閣府がどのように考えているのかという御質問でございますけれども、強制徴収権がついた債権については地方税法に基づきまして強制的な調査が可能でございます。当然、強制権限がついている対価といたしまして、法律は先ほど御紹介しました地方税法22条という条文が、調査にかかわった人間に対して非常に厳しい罰則付きの規定で守秘義務を設けております。当然、そういう厳しい罰則によって守られた情報が外部に容易に出てしまって漏れてしまうことは断じてあってはならないと考えております。

ただ、法律はやはり守らなければならないくて、情報を守らなければならないという要請がある一方で、他方で、その情報を限られた人間の中でうまく活用して福祉目的に役立てねばならないという要請もございます。恐らくトレードオフ的な関係にあるとは思いますが、すけれども、このあたり現行法上、このトレードオフの部分、うまく調和点を見つけることができるのか。それとも、それは無理で、強制権限を使って取り出した情報については、全て、徴税吏員の外には一切出せない。ほかの公務員にも出せない。そこまで厳格的に解釈しなければならないのかどうか。

このあたり、この地方税法22条が内閣府の所管する法令ではそもそもございませんので、総務省様の法令でございますので、このあたりは最後は総務省様の御意向に従うことになるとは思いますけれども、私ども、こういう考え方があるのではないかという形で提言をもし出すことができれば、現時点で地方税法22条という非常に重要な条文でございますけれども、これのおかげで福祉目的が達成できないとか、そのあたりのデメリットもございますので、このあたりの調整を何とか図る契機となればいいかなということは考えてございます。もちろん、原則論といたしましては、この法律がある以上は秘密は守るべきであるという前提には立っております。

○野口専門委員　いわゆる調査をかけるときに、今、我々が苦勞している面があるので、今のお話は非常に参考になりました。

もう一件、ベストプラクティスの基準について教えていただけますか。

○事務局　正直申し上げて、こちらも明確な基準はないところでございまして、現時点で考えてございますのは、やはりほかの試行自治体様以外でも、非常に簡易な資料ではございますけれども、こういう債権について、こういう受託者に対してお願いして、その場合に徴収率がどれくらいだったかという情報は断片的ながら、私ども合計で恐らく50程度の情報は持っておりますので、そのあたりと照らし合わせて、あくまで事務局手持ちの資料と比較対照して相対的に考えると、ベストとは言えませんが、最低ベターとは言えるかなというものを取り出して行って、その中で最もすぐれたものについてベストプラクティスと呼んでいる状態でございます。

ですので、先生御懸念のとおり、ここに出ていたものが本当にベストと言えるかといいますと、その保証はないので、私どもの頭の中では、あくまでこれはセカンドベスト、サードベストかもしれない。そうすると、ほかのものと比べてベターにすぎないかもしれないという点は留意しながら進めていきたいと考えております。

○稲生副主査　よろしいですか。

恐らく、先ほど柏木専門委員からも御指摘がありました公平性とか効率性とか、あるいは福祉的な観点とか、多分、総合的に判断してベストあるいはベターを決めていくという記述になるのだろうなと思って聞いておりました。また事務局のほうで御検討いただければなと思います。

このほか、総括的にいかがですか。

よろしく申し上げます。

○清原副主査 改めまして、報告書骨子（案）をまとめていただきまして、気づきがありましたので発言させていただきます。

1つは、どうしても公金債権回収に民間の力をということがありますので、その趣旨に沿った導入になってしまっています。といいますのは、民間に委ねるのだから、相対的に福祉的な配慮が欠ける可能性があるのも、むしろ公務員としてはそこに配慮しますよというので、どうしてもそちらのほうが多く文章に列挙されていますが、まず忘れてはならないのは、「憲法に定められている納税の義務をしっかりと果たしていただく」ということですし、これは保険でありましたら「共助の仕組み」ですから、それはしっかりと保険税なり保険料を納めていただかなければ成り立ちませんので、そういう当たり前のことが逆に後になっているようなことも今回の整理で気づきましたので、むしろそれはオーソドックスに記述をと思います。

それで、柏木専門委員もおっしゃいましたように、公平性というのは極めて重要なポイントで、納税をしている方は滞納者に対して、なぜこれだけ私たちがきちんと正当に払っているのに、払っていない人のためにそれだけ役所は時間を割くのかという御批判もないわけではありません。ですから、あくまでも憲法に定められた納税の義務を果たしていただく。そして、それが果たされないときに公平性を欠くことになりましますし、また、それに対して行政サービスが力を割くことから効率性も欠けていくわけですから、そのようなところはまず大切にいただいた上で、しかし払えない方には、あるいは納められない方にはそれなりの理由があり、それに対してはきちんと「セーフティーネット」として行政が果たすべき役割を果たしていくことも忘れてはならない。そうであるならば、徴税吏員としての資格を持っていない民間にどのような役割を果たし得るのかということについて、問題意識を持って検討したということを目頭に整理していただいたほうがよいのではないかと改めて思いました。

そして今回、どうしても試行自治体のことを主体的にこの委員会で議論してきましたので、事例としてはそれが主たるものになるのですけれども、これまで先行的に試行自治体以外で取り組んでこられた成果というものもあればこそ、今回のこのような展開になっていると思うのです。例えば三鷹市を含むそれなり数の自治体が、コールセンターの取り組みについては民間の皆様との一定の協働関係があり、しかも一定の成果を上げているということは踏まえ、レビューしていく必要があると思います。その上で、私たち小委員会の独自性としては、試行自治体や委託調査対象自治体でさらに独自の根拠を持った提案をさせていただけるということになると思います。

3点目で、先ほど荒川専門委員から、課題を検討するときに滞納状況を類型別に整理されてはどうかという御提案がありまして、私もこれは重要な切り口かなと思います。特に先ほど申し上げましたように、つい忘れていた方にはコールセンターで一定の成果が上がりまして、本当にありがたいことなのですけれども、あと、類型別に申し上げますと、市

町村では大変な重要な税目に、市民税だけではなくて、固定資産税というものがあります。ところが固定資産税というものは、その市町村にお住まいの方のみが固定資産を持っていらっしゃるだけではなくて、他の市町村にいらっしゃる方で固定資産を持っている方にも納税通知書を発行し、また、督促もさせていただいているのです。一般的に、数は自治体によって違うと思うのですが、固定資産税をお持ちの方で、他の市長村にいらっしゃる方はなかなか直接、督促へ出向けないのです。遠い方もいらっしゃいますので、そういうときには、その市町村にお住まいの方に督促するよりは、ひょっとしたらそういう督促については、地域を超えた滞納者への取り組みが期待される場合が多いかもしれない。

そういうときに、民間のサービスはどう生かされるかなどというものも重要な視点だと思ひまして、このように類型別に整理をしていくと、類型によって民間の皆様活躍していただきやすい領域があるかもしれません。しかし、この点については、やはり今の法制度上はなかなか難しいですから、自治体の頑張りとかなんとかしないと、法制度上はやはり民間では難しいということが明らかになるかなとも思われるのです。ですから、段階的に広げていける類型も見えてくるでしょうし、こここのところはやはり自治体の条例だけでは乗り越えられない法制度の、つまり国会での議論が必要などころもあぶり出されてくるかと思ひます。今回の小委員会の成果として、必ずしも自治体や民間の力の努力だけではなくて、この報告書によって国会のほうでも御議論いただけるような問題提起もできるかもしれませんので、今の法制度というものはやはり厳格なものもございまして、自治体としては、特にほかの自治体で頑張っているところはありますけれども、やはり三鷹市としては、今、コールセンターのところととまっているようなところもあります。

ただ、もう一つつけ加えますと、弁護士の方には「守秘義務」というものがあります。例えば市民の皆様の中にも、厚生労働大臣が委嘱されている「民生・児童委員」の場合は非常勤の特別の地方公務員として守秘義務が課されています。また、更生保護に御活躍の「保護司」の方の場合には、これは法務大臣から委嘱されていますけれども、この場合は非常勤の国家公務員ですので、やはり「守秘義務」が課されています。そういう専門の委嘱を受けていらっしゃる方は、非常勤であれ、公務員として守秘義務が課されているのであって、個人情報保護法がどこまでカバーできるかわかりませんが、やはり弁護士さんや医師のように守秘義務が課されている方と違う事業体が、どのぐらい、この滞納の情報とかを把握しながら活動ができるかということについては法制度上難しい点もまだあるのかなとも懸念しています。

したがいまして、先ほどキーワードを委員の皆様に使っていただいたので、この取り組みの理念のところ「基本的人権の保障」や「個人情報の保護」といったことをきちんと書き込んでおくことは重要なことではないかなとも改めて思ひます。よろしくお願ひします。

以上です。

○稲生副主査 御意見ありがとうございました。

いろいろと活発な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

引き続き、館事務局長から御発言があるようですので、よろしくお願ひしたいと存じます。

○館事務局長 大変活発な御議論、ありがとうございました。

当初は、技術的なところも多いので御議論が難しいかなと思いましたが、今、いただいた中で、特に公権力の行使をどの程度まで民間に任せられるかというのは、これは公共サービス改革法ができた経緯も官から民へと、それから、規制改革の流れの中で、経済財政諮問会議の御議論もあって、公権力をなるべく厳格に捉えるということで、民間への委託を可能にして、公共サービス改革法上の特例で切り出しているということでございます。

ですから、純粋な意味で、御議論は確かに、この公権力の行使という部分も公共サービス改革法で何とかするのではないかという期待感もあると思いますが、これは公共サービス改革法自身も、公権力をある程度狭く考えることによって公務員ということに限定されているような、法令で決められているものについては特例で取り除いているだけで、やはり公権力の行使の核心に当たるところは、この法律でも取り除くことはできないということは御確認いただければと思います。ですから、そこから先に進めるためには、官と民の役割について、もうちょっと高いレベルで、逆に言うと規制改革会議ですとか、経済財政諮問会議でさらに御議論をいただくように、お返しするような課題かなと思っております。

あと、大変すばらしい御意見をいただいて、まとめ方についても、今、伺いましたら、モデルケースは確かに、我々、直轄でやりますので、深掘りするにはいいのですけれども、全体像を見るには先進事例、もう既に昨年、一昨年と若干、事務的にも集めておりますし、また、せっかく皆様方も大変御知見があると思っておりますので、御提供いただいて、先行している自治体ですとか、今回、委託調査でやる自治体とか、その中から全体的な問題点は幅広くあぶり出して、そして深掘りしたところをモデルケースの中から抽出するような方法論のほうが普通かなと思いますので、そこはよく考えていきたいと思っております。

それで、大変恐縮なのですが、委員の方々に、せっかく皆様方の御知見を更に提供いただければということで、厚かましいお願いではあるのですけれども、例えば今、荒川専門委員から滞納整理機構での実績とか、そういうお話もございましたが、そういう具体的な事例について、私どもはまだまだ勉強が足りませんので、どういう自治体で取り組みがあって、特に広域的な取り組みとか、その中でこんなことがある、こういう先行事例でうまくいっているということを、またこの小委員会の場で委員の方々から御報告いただくようなことがもしお願ひできれば大変ありがたいと思っております。

また、柏木専門委員から海外の事例ということがございましたけれども、私どもは海外にはまだ目が転じておりませんので、実はこの公権力の解釈についても、やはり我々は日本でいろいろな改革をするときに、海外の先進事例は非常に重要で、規制改革会議でも国

際先端テストで世界のトップレベルを目指すと言っておりますけれども、特にアメリカとか海外の事例で、制度が違いますから簡単には言えませんが、こんな事例があるということで、この公金徴収でもうまくやっているものがあればぜひお知恵を拝借できればと思っております。

また、ほかの委員の方々もこんなことで、自分はこういう意見があるということがございましたら、ぜひ、また事務局のほうでとどめさせていただきますので、メモ出しでも結構でございますし、次回、次々回の小委員会ですら少し御報告をお願いできれば、どんなことでしたらしていただけるかというのはまたこちらからも問い合わせをさせていただきますし、もしあれば、今、御発言いただければと思っております。

○稲生副主査 いかがでしょうか。何か皆様からコメントをいただけますでしょうか。

荒川専門委員、お願いします。

○荒川専門委員 私どもの取り組みにつきましては、公表できる情報についてはいつでもいいでしょうか、幾らでも御提供して、こんなことしかしていないのかも含めて、いろいろ議論をいただければと思っておりますので、御指摘いただければと思います。

○稲生副主査 よろしいでしょうか。

そろそろ終了時間が近づいてまいりました。活発な御意見をいただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、本日御議論いただきましたさまざまな点も踏まえまして、事務局のほうでは引き続き検討を進めていただければと存じます。

先ほどおっしゃっておられましたけれども、提言のところは当面の課題についての提言と、それから、引き続き検討すべき課題ということでございまして、そうはいいながらも、なるべく当面の課題のほうに充実した内容を盛り込んでいただくようお願いをしたいなと考える次第でございます。

また、館事務局長の御発言もありましたけれども、委員の皆様におかれましては、コメントやメモ出し、あるいは次回以降の委員会でいろいろな事例等につきまして御報告をいただければと思いますので、またこれは事務局のほうから個別にお願いに上がることもあろうかと思っておりますので、よろしく御協力をお願いしたいと存じます。

以上をもちまして、本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。

なお、次回は12月の開催を予定させていただいております。

このほか、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局 事務局から御連絡でございます。

先ほど来、資料2のほうで記載しておりますが、次回、次々回において、この骨子（案）についてさらに審議をいただきまして、内容を充実させて、できれば来年の2月か3月のころには一定の成果物ができ上がればというふうにスケジュールを考えている次第でございます。

そこで次回、ただいま申し上げたように、次の回が12月と予定されておりましたが、恐

らく先生方、御多忙かと存じます。ひょっとすると、1月にずれ込むかもしれません。そこで恐らく、週明け以降、事務局のほうから次回、次々回に関するスケジュールについてお願いを申し上げるところでございますので、大変恐縮でございますけれども、次回と次々回の2回分のスケジュールを賜れば幸いです。

以上でございます。

○稲生副主査 それでは、本日の委員会を終了いたします。

どうもありがとうございました。お疲れさまでございました。